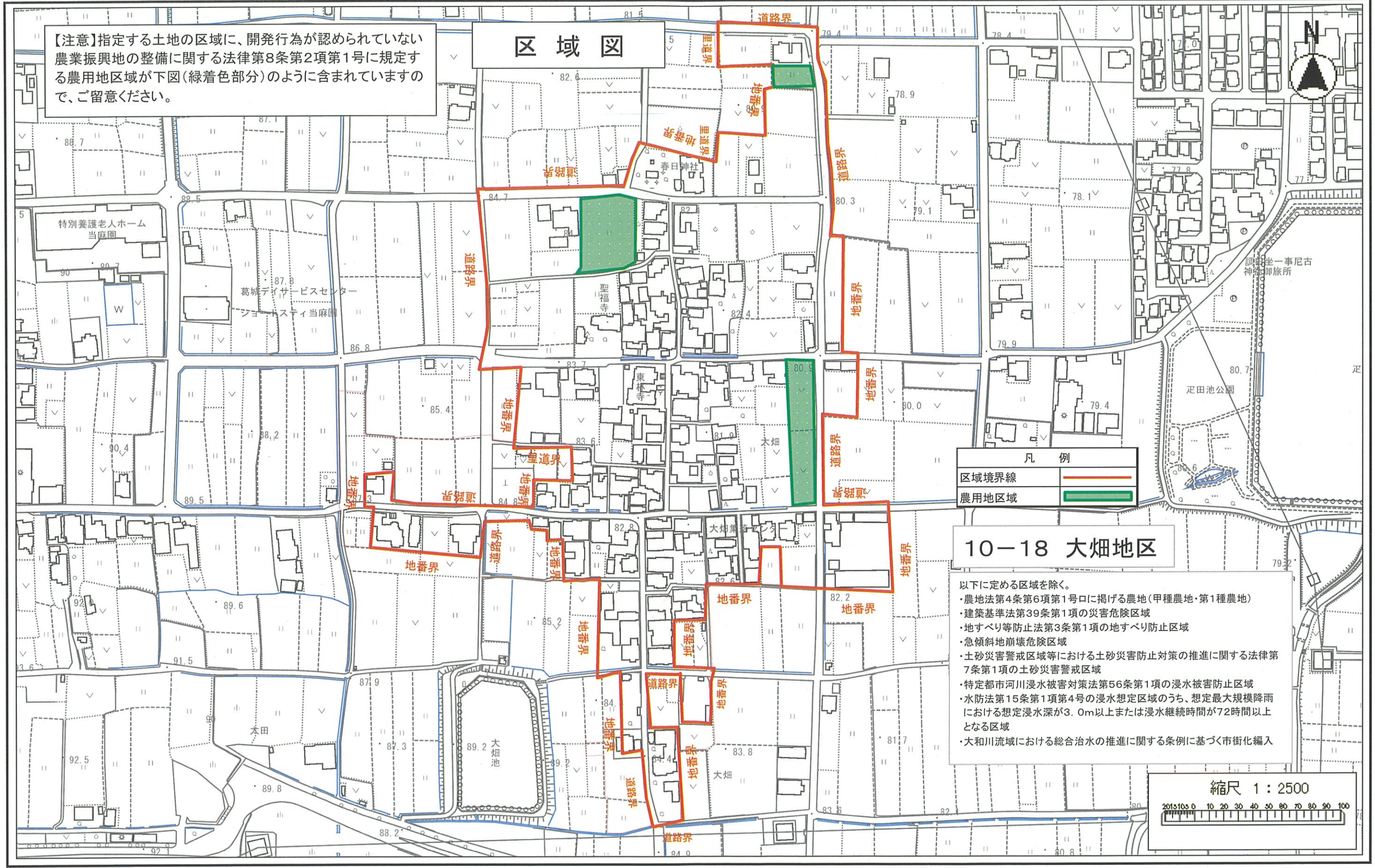


【注意】指定する土地の区域に、開発行為が認められていない農業振興地の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域が下図(緑着色部分)のように含まれていますので、ご注意ください。

区域図



凡例

区域境界線	
農用地区域	

10-18 大畑地区

- 以下に定める区域を除く。
- ・農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地(甲種農地・第1種農地)
 - ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
 - ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
 - ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
 - ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨における想定浸水深が3.0m以上または浸水継続時間が72時間以上となる区域
 - ・大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づく市街化編入



令和6年4月1日変更[県告示 4 号]
(令和8年4月1日施行)

